改正後	改正前
十三の二　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設	（新設）
十四　（略）	十四　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指導の実施の依頼先）	（指導の実施の依頼先）
第二十七条の十　法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第二十七条の十**　法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。）	二　矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）
三・四　（略）	三・四　（略）
（削る）	五　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設
五～八　（略）	六～九　（略）
九　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設	（新設）
十　（略）	十　（略）

（社会福祉主事養成機関等指定規則の一部改正）

第十四条　社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条第一項第三号及び第四号関係）　（略）	**別表第一**（第五条第三号関係）　（略）
別表第二（第三条第一項第四号関係）　（略）	**別表第二**（第五条第四号関係）　（略）
別表第三（第三条第二項第二号関係）	**別表第三**（第十三条関係）

区分	科目等	時間数
（略）	（略）	（略）
実習	一・二　（略）	一、二及び三の合計が六日間以上であること。ただし、一については三日間以上、三については一か所以上であること。
	三　身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、女性相談支援センター、保健所、精神保健福祉センター、老人介護支援センターその他の相談機関	

区分	科目等	時間数
（略）	（略）	（略）
実習	一・二　（略）	一、二及び三の合計が六日間以上であること。ただし、一については三日間以上、三については一か所以上であること。
	三　身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、婦人相談所、保健所、精神保健福祉センター、老人介護支援センターその他の相談機関	